

# 不殺生と放生会

TIEPh 客員研究員 西村玲

キーワード：不殺生戒、放生会、梵網経、金光明経、殺生禁断、中国明末、江戸時代、雲棲株宏、忍激

## はじめに

人は、なぜ生物を殺してはいけないのか。人が生物を食べずには生きていけない以上、「殺すなかれ」という命題を、厳密に実行することはできない。不殺生の倫理は、こと食の問題に限っても餓死と飽食の間で、時代の文化と地域の歴史に応じて姿を変え、唯一不変の数量的な定義を許さない。本質的に恣意的たらざるをえない不殺生の倫理の実体は、人間がその原理をどのように考え、実行してきたかを示す歴史の様相と展開の中にあられる。エコ・フィロソフィにおける不殺生はどのようにして可能か。動物をめぐる議論として、たとえば現代倫理における動物実験の問題などはどのように考えるべきか。東アジアにおける不殺生の思想と歴史は、その答えをいささか示唆するものである。

本論では、不殺生を実行した歴史の一つとして、古代より中国と日本で行われてきた法会、放生の儀礼について考える。放生とは、生物を殺すことを禁じる不殺生の実践として、捕らえた鳥獣魚類を放ち生かすことをいう。いったん社会に受け入れられて、それを実践することが人間の条件ともなった不殺生の原理は、肉食禁止の理想によって無数の動物を救ったと同時に、政治と権力の見えざる強力な道具となって、多くの人間の悲劇をもたらすことにもなった。放生の歴史は、その光と影をうつすものである。

放生を含む殺生禁断については、日本を中心としてさまざまな角度から多くの研究がある。仏教における放生思想は、金光明経や梵網経をもととしており、中国では儒教や道教を取り入れながら発展した。日本でも、古代より現代まで神道・仏教の行事として、八幡宮などで鳥や魚類を放す放生会が行われてきた。

以下では、放生の直接的な根拠である仏教経典を確認し、先行研究によって中国での歴史的展開をたどった上で、近世から現代における放生思想の基礎として、明末の雲棲株宏（一五三五～一六一五）の不殺生の思想と放生の勧めを紹介する。次に、日本での不殺生戒にもとづく放生会と殺生禁断令について、古代から近世までの展開を見ていこう。

## 二、中国の放生思想とその展開

道端良秀は、中国仏教における不殺生と肉食禁止の原理を明らかにした。それは、中国撰述経典である『梵網経』にある戒、肉食を禁止し放生を勧める次の文言を根拠とする。

なんじ佛子、故さらに肉を食せんか。一切の肉は食することを得ざれ。それ肉を食するものは、大慈

悲の仏性の種子を断つ。（梵網経・三食肉戒）<sup>\*1</sup>

なんじ佛子、慈心を以ての故に、放生の業を行ぜよ。まさにこの念を作すべし、一切の男子はこれ我が父、一切の女人はこれ我が母なり。我れ生生にこれに従って生を受けずということ無し。故に六道の衆生は、皆これ我が父母なり。しかも殺し、しかも食せば、即ち我が父母を殺し、亦た我が故身を殺すなり。一切の地水はこれ我が先身、一切の火風はこれ我が本體なり。故に常に放生の業を行ずべし。生生に受生する常住の法なり、人を教えても放生せしめよ。（梵網経・二十不行放救戒）<sup>\*2</sup>

眼前の動物は、六道を輪廻する衆生であって、かつての代々の父母であり我が身である。動物や虫魚を殺して食べるのは、父母を殺して食べることと同じであり、大慈悲の仏性種子を断つことである、とされる。

放生については、さらに『金光明経』があげられる。その大概を紹介しておこう。医者である流水長者が、二人の子どもと共に歩いていると、水の涸れた池で一万の魚が死にかけているのに出会う。長者は王に願って、池を二十頭の象に運ばせた水で満たし、二子に家中の食物を象で運ばせて、魚の餌とした。そうして救った魚たちには、死後に天に生まれるように、長者は宝勝如来の名前と十二因縁を説いてやった。後に魚たちは、死んで切利天の天子となり、長者に報恩の華と宝珠を降らせた。この流水長者が、今の釈迦仏であるというのである。

『金光明経』の末尾にある『金光明経懺悔滅罪伝』は、中国民間における放生信仰を示している。温州で屠殺を生業とする張居道という者が死んで、それまでに屠殺した豚ら三十余頭の訴えにより、彼は閻魔王のもとへ連れて行かれる。その豚らは来世には人として生まれるために、かつての罪を畜生として償っていたのだが、居道に屠殺されて償いが中断されてしまい、また畜生として生まれなければならなくなると訴えていた。居道は連れて行かれる途中で、彼らのために金光明経を供養すると誓ったので、閻魔王に許されて生き返った。その後の居道は、まわりの者にも肉食殺生を止めさせた。別に、丞相の妻も居道と同じ経験をして蘇生し、温州全体が「飼っていた鶏・猪・鶯・鴨の食肉用の生物を、みな悉く放生す。

家々に肉を断ち、人々善念して屠殺を行わな」<sup>\*3</sup> くなったといい、滅罪伝は、次のように結ぶ。屠殺は、畜生が来世に人として生まれることを阻む罪であるから、殺された畜生は冥府で屠殺者を怨む者となる。「あらゆる罪は懺悔すれば滅するが、殺生の罪だけは懺悔してもなくならない」、なぜならば「怨む者がひたすら訴えるからである」<sup>\*4</sup>。

道端が言うように、中国における不殺生の原理とは、インド由来の六道輪廻と中国社会で絶対視される

\*1 『梵網経』 卷下、大正蔵二四・一〇〇五中。

\*2 『梵網経』 卷下、大正蔵二四・一〇〇六中。

\*3 『金光明経懺悔滅罪伝』、大正蔵一六・三五九上。「養う所の鶏・猪・鶯・鴨、肉用の徒、みな悉く放生す。家々に肉を断じ、人々善念して屠行を立てず」。

\*4 『金光明経懺悔滅罪伝』、大正蔵一六・三五九上。「一切の衆罪は懺悔せば皆滅するも、唯、殺生のみは懺悔するも除かれず。怨家あつて専心に訟対するが為なり」。

儒教の孝思想が一体化したものである<sup>\*5</sup>。それは、民間信仰である閻魔王の審判の形を通して、動物からの恩（放生善報）と怨（殺生悪報）として可視化され、民間レベルにおける屠殺と肉食に対する忌避、放生の実行を促したと思われる。

桑谷祐顕は、隋代以後の中国における放生思想の展開を通史的に追った<sup>\*6</sup>。まず放生を最初に実行した天台智顛（五三八～五九七）は、金光明経による放生会を実行して、放生池を千個以上造った。唐代以後には、放生と殺生の報いについての無数の説話や小説が書かれて、その価値観が庶民に広く行き渡っていく。宋代には、居士や結社による放生会が一般社会に広まったことに伴い、放生会を行う際の手順も整えられた。天台宗の四明知礼（九六〇～一〇二八）の『放生文』は、『金光明経』の記述にしたがって宝勝如来の名号を唱え、十二因縁を説くことを定めて、その後の放生会の基準となった。現在の日本天台宗でも、知礼をもとに放生会を行っているという。

明代には経済的な成長が進み、商人ら民間の富裕層が増大して社会的政治的な勢力となった結果、文化や宗教的な方面においても、よりいっそうの民衆化が進んだ。明末の仏僧であった株宏は、民衆との結びつきを強く持つ改革派新仏教の一人である。株宏は、仏教を中心とする三教（道教・儒教）一致を説き、仏教内部では浄土・戒律・禅の一致を説いた。華嚴教学を基盤とする念仏思想を中心として、戒律復興を行った<sup>\*7</sup>。また放生にも力を入れて、一般向けの『戒殺放生文』と放生会の次第を定めた『放生儀』を書いており、中国における放生のそれ以後の基礎となった<sup>\*8</sup>。

株宏はいまだ俗人であった若年時から、動物を祭祀の犠牲とすることを止めている。不殺生は彼の畢生の信念であり、僧侶のみならず俗人に対しても、「殺事は天に逆い理に悖れば、則ち不孝不順なり」<sup>\*9</sup>と、肉食をいましめる。また二つの寺に放生池を作って<sup>\*10</sup>、「放生は即ち常住不易の法なり」<sup>\*11</sup>とした。当時、

\*5道端良秀「放生思想と断肉食」、『中国仏教思想史の研究』、平楽寺書店、一九七九年、二二八～二三〇頁。

\*6桑谷祐顕「中国における放生思想の系譜」、『叡山学院研究紀要』二二号、二〇〇〇年。

\*7荒木見悟『雲棲株宏の研究』（大蔵出版、一九八五年）が、株宏の総合的な研究である。株宏の禅については、野口善敬「解説」（監修荒木見悟、訳注者宋明哲学研究会『竹窓隨筆』中国書店、二〇〇七年）、五三一～五四二頁。禅浄一致については、野口善敬「禅浄一致に関する一考察」（『元代禅宗史研究』、（財）禅文化研究所、二〇〇五年）、三四六～三六一頁。

\*8株宏の思想とその広範な影響については、荒木見悟「戒殺放生思想の発展」、『陽明学の展開と仏教』、研文出版、一九八四年、二二五～二四三頁。また桑谷前掲論文、九四頁。

\*9『梵網経心地戒品菩薩戒義疏發隱』（以下『義疏發隱』）、新纂大日本統蔵経六〇卷、五〇〇頁上。

\*10「山房雜録」『近世漢籍叢刊一 蓮池大師遺稿外』、四七五七～四七六三頁。

\*11『義疏發隱』、新纂大日本統蔵経六〇卷、五一八頁上。

株宏の放生会は有名であり、参加する知識人も多かったという<sup>\*12</sup>。株宏は、それまで篤信の仏教徒に限定されていた不殺生を、誕生日や宴会における肉食禁止といった一般の社会生活に広げて論じ、放生を特殊な仏教儀礼から一般人も行うべき宗教儀礼として捉えなおした。このような仏教思想の民衆化は、明末の社会が求めたことでもあったと言えよう。

清代以降の放生会についての史料は、十八世紀以後から現代中国にいたるまでの寺院の日課テキストとして用いられる、『禪門日誦』<sup>\*13</sup>があげられる。そこでは、株宏の『放生儀』をもとにした放生儀礼の次第が述べられ、宝勝如来の十号を唱える代わりに、施餓鬼会で唱える七如来が唱えられる。中国の施餓鬼会は水陸会と呼ばれて、宋代以後の最大の仏教儀礼となっており、時代が下るにつれて放生会との共通性を深めていったと思われる。

### 三、日本における殺生禁断と放生会

日本における放生は、古代の律令国家建設の過程で、不殺生戒を根拠として殺生禁断令と共に実行された。慈悲をあまねく国土に施す、王権による善行として根づいていった<sup>\*14</sup>。一般に、放生とはある場所で飼っている動物を放してやることであるが、古代から中世にかけての殺生禁断とは、王なり領主なりが期間と場所を定めて、その所領の漁・猟を住民すべてに禁じることであった。漁・猟を行うことは、その地の領有権そのものであったから、政治史的な観点からは、殺生禁断令は領主の山野権や領有権を維持して正当化する役割を果たし、放生会はその象徴となったとされる。その流れを辿ってみよう。

六国史によれば、最初の放生は天武天皇五（六七六）年に諸国への詔によって、動物を放ったことである。持統五（六九一）年、畿内と諸国に放生のための長生池を造らせている。文武元（六九七）年には、諸国での毎年の放生が命じられ、国司が放生会に臨席点検して、放生池と放生田が国毎に設置されることになった。放生田は、国分寺に設けられて、その収穫によって、動物や魚類を購入し、毎年の放生会に備える体制が整えられた。元慶（八八二）年、放生池を廃止して、従来の放生会体制を改めた。それまでは、買い取った動物らが放生会までに死んでしまっていたので、僧や講師に諸国を廻らせて魚獣を買い取らせ、その場で放つシステムにした。しかし律令体制の空洞化と共に、古代における国家制度としての放生会は衰滅していった。

中世には、朝廷の宗廟となった石清水八幡宮を中心に、放生会が行われるようになっていく。九州の宇佐八幡宮が本宮であり、それは応神天皇と神宮皇后を祭神とする国家守護神であった。中世に移るにつれて、武神と救済神の性格を併せもつ神として、全国に八幡信仰が広まった。宇佐八幡宮で放生会が始まっ

\*12酒井忠夫『酒井忠夫著作集一 増補中国善書の研究上』、国書刊行会、一九九九年、二九五頁。

\*13『禪門日誦』については、陳継東「中国仏教の現在」、『新アジア仏教史〇八 中国文化としての仏教』、佼成出版社、二〇一〇年、三二八～三三〇頁。

\*14放生会の歴史については、以下の諸論考による。永井英治「中世における殺生禁断令の展開」、『年報中世史研究』一八、一九九三年。平雅行「殺生禁断の歴史的展開」、『日本社会の史的構造 古代・中世』、思文閣出版、一九九七年、一六二～一六五頁。新城敏男「石清水八幡宮放生会」、『仏教行事歳時記 九月 放生』、第一法規出版社、一九八九年、一三四～一四二頁。

た契機は、養老四（七二〇）年、大隅・日向の両国で朝廷に対する反逆が起こり、朝廷が宇佐八幡神を勧請した神軍として、隼人征伐を行ったことから始まる。戦の後に、八幡神から「此度の合戦に多くの人を殺しければ、放生会をなすべし」<sup>\*15</sup>、という託宣が出されて、八幡宮の祭礼として放生会が毎年行われるようになった、という。

貞観元（八五九）年には、宇佐八幡は京都の石清水へ王城鎮護のために勧請され、貞観五（八六三）年、石清水八幡でも放生会が始まり、八月十五日が祭日とされた。天慶二（九三九）年に、石清水八幡宮は伊勢神宮に次ぐ位を得て、朝廷の宗廟となる。石清水放生会が貴族社会に根づいていく間に、放生は不殺生戒の実践であるという意識が強固となって、貴族らの間にも放生は一般化していった。延久二（一〇七〇）年からは、後三条天皇の勅命により三日にわたる国家的な祭祀として、石清水放生会は大規模な祭礼となった。

鎌倉幕府が成立してからは、鎌倉鶴岡の八幡宮も加わって、諸国の八幡宮による放生会体制が確立され、八幡宮縁起や祭祀などが整えられていった。そのなかで、石清水八幡宮の放生会は、「公家の沙汰」（朝廷）と「武家の沙汰」（鎌倉幕府）によって開かれる最高位の祭礼であった。幕府と朝廷は、石清水放生会の前には荘園など各地での殺生を禁ずる「石清水放生会以前殺生禁断」令を、全国に出している。

こうした中世の殺生禁断令は、それを守らない者を地域社会から排除する理由として用いられたから、その執行者である地頭らが、領民に対して山野河海を排他的に領有する根拠となった。この思想的根拠は、言うまでもなく不殺生戒である。たとえば、能の「阿漕」は、漁夫の平次が伊勢神宮への神饌の漁場である阿漕が浦で、夜陰に乗じて密漁した罪で海に簀巻きで沈められ、地獄で苦しむ話である。神仏の意を体する殺生禁断令は、それを破る者を生前のみならず死後にこそ罰する恐怖の法だった。石清水八幡宮を頂点として、公地（国衙）や私領地（荘園など）で行われる諸国の八幡宮放生会は、その地域の身分秩序にしたがって座順が決められており、その地の権力と権威を一堂に示す「殺生禁断令を具現化する祭礼」<sup>\*16</sup>だったとされる。

南北朝期以後の石清水放生会は、室町幕府の援助を得て続けられるが、室町幕府の衰退と共に延引されることが多くなり、次第に衰滅していった。石清水放生会は、応仁の乱（一四六七～七七）以後、文明十五（一四八三）年を最後として、近世まで中断されている。戦国時代の戦乱の中では不殺生など考えようもなく、中世的な放生会は応仁の乱後、数年で終わったものと考えられる。

近世に平和が訪れると、放生会は復活した。石清水八幡宮では、中断から約二百年後の延宝七（一六七九）年に、江戸幕府が放生会料の百石を下して再開された。また近世放生会は、明末仏教からも大きな影響を受けている。雲棲株宏が一般人向けに放生を勧めた『戒殺放生文』は、寛文元（一六六一）年に和刻本として日本で出版された。その後すぐに、仮名草子作家であった浅井了意は、これを平易に翻意した仮名草子『戒殺放生物語』を出版し、これを皮切りに江戸時代を通じて、表（本文末）の通り関連本が出版されている。

こうした株宏著作を出版し、その思想を広めるにあたって、大きな役割を果たした一人が、浄土宗の学

\*15 『男山放生会図録』、「放生会起」。

\*16 前掲論文、永井英治「中世における殺生禁断令の展開」、三三頁。在地の放生会では、その地域の身分秩序にしたがって座順が決められており、「在地秩序の再生産の場だった」とされる（同、三四頁）。

僧忍激（一六四五～一七一）である。大陸からの新しい仏教を取り入れて、近世の仏教を創出していった僧侶の一人であり、鉄眼版大蔵経と高麗大蔵経を対校した功績で名高い。黄檗宗の独湛（一六二八～一七〇六、黄檗山万福寺第四代住持）とも親しく交わっており、株宏本を出版するにあたって、独湛から教えを受けた。その中の一冊が、株宏の功過格『自知録』である。功過格とは、自らの善悪の行為を点数で計算して自省を促す善書であり、中国から輸入されて江戸時代を通じて、広く流行した。『自知録』では、肉食一食をやめるのは一善であり、家畜を殺すのは二十過とされる<sup>\*17</sup>。このような善行を行うことが、結果的に世俗の富貴繁栄をもたらすことを説く。

忍激は、宝永二（一七〇五）年の六十一歳から、石清水八幡宮神官と共に放生会を行っている。

八幡神官、御馬所の神人今橋安貞なる者有り。性淳にして、質清節有り。師（忍激）これを勧誘して放生会を結す。毎月放生を行じて、以て愚俗を激勸し、屠殺漁捕の業を誠む。人皆感化して、生を好み殺を舍（捨）つる者、甚だ多し。〈……神官安貞、田を若干買い、放生荘と名く。乃ち亭を放生川の側に作り、毎月放生す。今に至るも欠かさず。具には師の石清水勤行放生会記に述ぶる所なり。……〉師、生平、私財を蓄えず、所得の施を以て、或いは仏像を造り、或いは急に済し貧に賑す。或いは魚鳥を縦して放生の業を為すと云う。<sup>\*18</sup> ◇ 割注、（）西村注

僧侶忍激は、石清水八幡宮の神人の今橋安貞という者を誘って、毎月放生会を行い、人々に屠殺や漁獵を誠めて、教えに従う者も多かった、という。神官安貞は、放生田を購入し、放生用のあづまやを造った。忍激が施しを得た時は、仏像を造ったり貧窮している者に与えたり、魚や鳥を購って放生したという。

近世における放生会は、忍激と安貞が共に行ったように、仏教と神道が勧める日常の善行として民衆の間に広くひろまった。

石清水八幡宮の放生会は、明治元（一八六八）年の神仏分離により、それまでの仏教色が払拭された。八幡大菩薩像が廃止され、神前に禁止されていた魚が捧げられるようになった。それは、近世から近代への転換を象徴的に示すものであろう。明治時代にも、放生を勧める貯徳会という民間結社があったことが知られるが、放生はだんだんと寺社の特殊な行事となって、一般人の生活からは消えていったものと思われる。

## おわりに

中国仏教の不殺生思想は、中国撰述經典を直接の根拠として、インド仏教からの六道輪廻と中国社会で重要視される孝の思想が一体化したものである。それは、民間信仰である閻魔王の審判において、死者が動物から受ける恩と怨という形を取って、一般社会での屠殺肉食に対する忌避と、放生の実践を生み出した。

最初に放生を実行したのは、隋代の天台智顛である。その後の天台宗では、宋代の四明知礼らによって放生会の儀礼が整えられた。明代末期には、雲棲株宏が俗人の生活における不殺生を勧めて、放生会も一

\*17 『自知録』、『近世漢籍叢刊一 蓮池大師遺稿外』、善門・五〇八二、過門・五〇八九頁。

\*18 『獅谷白蓮社忍微和尚行業記』、浄土宗全書一八、三四頁下。

般化した。株宏の定めた放生会の法会次第は、清代以後も寺院の日課テキストである『禪門日誦』に受け継がれて、現代中国仏教でも最大行事の施餓鬼会である水陸会に近くなっていった。

日本では、古代国家による仏教受容に伴って、不殺生戒にもとづく放生と殺生禁断が実行された。毎年諸国で放生会が行われる国家体制が整って、放生会は仏教国家の一環となり、不殺生戒は日本社会に根づいていった。しかし律令体制の空洞化と共に、古代国家体制としての放生会は衰滅していった。

古代末期から中世には、国家による放生会体制から、石清水八幡宮を頂点とする八幡宮放生会が其れを担った。中世の殺生禁断令は、領主の領有権を確認し正当化する役割を果たし、不殺生戒は政治的な殺生禁断イデオロギーとして展開された。神仏の意を体する殺生禁断令は、それを破る者を生前のみならず死後にこそ罰する恐怖の法となった。中世後期の戦国時代には、不殺生戒とその実行である放生会など考えようもなく、十五世紀には忘れられていく。

近世に入ってから、十七世紀半ばからの明末書籍の流入と共に、株宏の不殺生にもとづく放生や肉食禁止の勧めが受容された。放生会は主に仏教と神道が勧める善行であり、俗人が日常生活で行うべきものとして、改めて広くひろまった。今回触れる余裕がなかったが、中世の殺生禁断イデオロギーに見られるような不殺生戒の恣意性は、近世では五代將軍綱吉による生類憐の令（一六八七頃～一七〇九）に端的にあらわれたと思われる。

中国で理論化された不殺生と放生の思想は、隋代以後の中国仏教でも受け継がれ、明末以後には民衆化して、今に至っている。日本においては、古代における仏教受容と共に、律令国家による国家行事として放生会が始まった。中世には、不殺生の思想は殺生禁断イデオロギーとして機能する側面を持ち、放生会は神仏習合儀礼として拡がった。戦国期に放生会は中断するが、近世には神仏習合の儀礼として復活し、明末仏教の影響によって世俗化することにより庶民が行う善行となって、一般社会に拡がった。近代以後の放生会は、次第に衰えて寺社で行われる特殊な行事となり、今に至っている。

株宏著作	和刻本	関連本	出版年	著者	所在
『戒殺放生文』株宏は1584(万暦12)以前に執筆。	日本で出版されるのは1661(寛文1)年。黄檗隠元の「勤放生」「勤戒殺」の二偈と跋文あり(※1)1679年に石清水八幡宮放生会、幕命により再開(※2)生類憐令は1687~1709	戒殺放生物語	1664(寛文4)	浅井了意	仮名草子集成13
		戒殺放生文纂解	1681(天和2)	円鏡	2冊
		戒殺放生文篇	1693(元禄6)	独庵玄光	
		戒殺放生話解	1744(延享1)	善積	
		放生功德集	1783(天明3)	慈周	
		放生指南車	1783(天明3)	諦忍妙龍	諦忍律師研究・上
		放生手引草	1784(天明4)	諦忍妙龍	大日本風教叢書9・10
		放生報応集	1806(文化3)	在禅	
		放生歡喜草	1813(文化13)	純称	大日本風教叢書9・10